

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画」の検討等について

水産政策審議会・資源管理分科会（2月23日）において諮問どおり答申がなされたことから、同日付で「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を変更し、以下のとおり、平成23年漁獲可能量（TAC）の設定等を行う。

平成23年TACの設定

すけとうだらについて、平成23年TACの設定を行う。

（単位：トン）

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
すけとうだら	平成23年4月～ 平成24年3月	218,600 (265,000)

（）内は、前年の数量

※他の魚種（さんま、さば類、ずわいがに）については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

平成22年TACの改定

すけとうだら、まさば及びごまさばについて、平成22年TACの改定を行う。

（単位：トン）

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
すけとうだら	平成22年4月～ 平成23年3月	265,000 (260,000)
まさば及びごまさば	平成22年7月～ 平成23年6月	627,000 (607,000)

（）内は、変更前の数量

- (1) すけとうだら（根室海海域）については、「ロシア水域とのまたがり資源であることから、来遊状況が良好な場合に対応できるよう、過去の最大漁獲量等をベースに、TAC11,000トン」に設定したところ、22年漁期の漁獲状況は過去の最大漁獲量を上回るペースで推移しており、当初想定した以上の来遊が見込まれることから、改定を行う。

（単位：トン）

	現行	変更後
TAC（根室海峡）	11,000	15,000

- (2) すけとうだら（太平洋系群）については、来遊状況が良好な沖合底曳き網漁業（本州）において、先行利用1千トンの利用を行う。なお、実績が確定次第、23年度TACより削減を行う。

（単位：トン）

	現行	変更後
TAC（太平洋系群）	181,000	182,000

(3) さば類については、来遊状況が良好な1都3県について追加配分を行う。

(単位：トン)

	現 行	変更後
T A C	6 0 7, 0 0 0	6 2 7, 0 0 0
うち 東京都	1 7, 0 0 0	1 9, 0 0 0
三重県	3 2, 0 0 0	4 3, 0 0 0
和歌山県	9, 0 0 0	1 3, 0 0 0
宮崎県	1 5, 0 0 0	1 8, 0 0 0

(4) ずわいがにについては、T A Cの内数にある留保枠から追加配分を行う。

(単位：トン)

	現 行	変更後
T A C	6, 1 2 9	6, 1 2 9
うち 沖 底	4, 6 3 9	4, 7 5 8
山形県	3 7	5 3
富山県	3 1	4 0
石川県	3 0 2	4 7 2
京都府	8 5	9 5